宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市槇島町吹前123-4
㈲南山城複写センター

目　次

告　　示

○告示第１３号　新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの宇治市市税に関する申告期限の延長……（市民税課）…2
○告示第１６号　議決予算の公表……（財務課）…2

公　　告

○公告第３号　奥広野取水場取水施設改良工事に係る条件付一般競争入札……（契約課）…3
○公告第４号　農用地利用集積計画の縦覧……（農林茶業課）…6
○公告第５号　国土調査による地図及び簿冊の作成……（建設総務課）…6

教育委員会

○告示第４号　教育委員会の招集……6

公営企業

○告示第２号　電子印の登録及び廃止……6

R100 古紙100％の再生紙を使用しています。

告示

宇治市告示第１３号

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの宇治市市税に関する申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）又は宇治市市税条例（昭和５１年宇治市条例第１号）による令和３年度分市民税・府民税に係る申告書の提出に関する期限を、令和３年４月１５日に延長します。

令和３年２月５日

宇治市長　松村　淳子

（掲示済）

宇治市告示第１６号

議決予算の公表について

令和２年１２月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定により、次のとおり告示します。

令和３年２月１９日

宇治市長　松村　淳子

令和２年度宇治市一般会計補正予算（第１２号）

令和２年度宇治市の一般会計の補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ476,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,905,166千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

第１表 歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16.国庫支出金		33,520,305	163,278	33,683,583
	1.国庫負担金	10,372,183	55,000	10,427,183
	2.国庫補助金	23,074,398	108,278	23,182,676
17.府支出金		5,366,973	27,500	5,394,473
	1.府負担金	3,540,166	27,500	3,567,666
21.繰越金		138,440	91,022	229,462
	1.繰越金	138,440	91,022	229,462
23.市債		4,367,500	194,700	4,562,200
	1.市債	4,367,500	194,700	4,562,200
歳入合計		85,428,666	476,500	85,905,166

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2.総務費		7,274,287	28,000	7,302,287
	2.徴税費	842,261	28,000	870,261
3.民生費		48,845,629	110,000	48,955,629
	2.児童福祉費	11,766,444	110,000	11,876,444
4.衛生費		5,251,097	30,000	5,281,097
	1.保健衛生費	2,530,514	30,000	2,560,514
8.土木費		6,242,984	60,000	6,302,984
	4.都市計画費	3,252,529	60,000	3,312,529

10.教育費		5,693,789	248,500	5,942,289
	2.小学校費	2,068,045	128,350	2,196,395
	3.中学校費	831,406	120,150	951,556
歳出合計		85,428,666	476,500	85,905,166

第２表 繰越明許費補正

１．追加　　（単位 千円）

款	項	事業名	金額
８．土木費	４．都市計画費	黄檗公園再整備事業	60,000
１０．教育費	２．小学校費	小学校大規模改造事業	128,350
	３．中学校費	中学校大規模改造事業	120,150

第３表 地方債補正

１．変更　　（単位 千円）

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額		起債の方法	利率	償還の方法	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業債	14,000	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年４％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	44,000	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
小学校施設整備事業債	89,600	同上	同上	同上	同上	174,700	同上	同上	同上	同上
中学校施設整備事業債	31,900	〃	〃	〃	〃	111,500	〃	〃	〃	〃

公　告

令和３年２月５日

宇治市長　松村　淳子

宇治市公告第３号

奥広野取水場取水施設改良工事に係る条件付一般競争入札について

奥広野取水場取水施設改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

１　入札に付する事項

（１）工 事 名　奥広野取水場取水施設改良工事

（２）工事場所　宇治市広野町尖山地内

（３）工事概要　工事内容は、次の事項を予定している。

さく井工φ４００（掘削計５５８）　Ｌ＝１９２ｍ

配管工　一式

場内整備工　一式
建物取壊し工　一式
機械電気設備取壊し工　一式
取水井閉塞工　一式
舗装工　Ａ＝４７５㎡

（４）工　　種　さく井工事
（５）工事期間　契約日から令和４年２月１５日まで　３３５日間
（６）そ の 他　本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。
（２）宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
（３）４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
（５）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。
（６）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可をさく井工事業について受けている単体企業であること。
（７）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知におけるさく井工事の総合評定値（Ｐ）が７００点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

（８）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
（９）以下のいずれかの条件を満たすこと。

①　技術者として掘進延長１００m以上及びケーシング口径φ３５０mm以上のさく井工事施工実績（過去１０年以内、公共及び元請のものに限る。）を有し、３か月以上の雇用関係にある監理技術者を配置し得ること。
②　会社として掘進延長１００m以上及びケーシング口径φ３５０mm以上のさく井工事施工実績（過去１０年以内、公共及び元請のものに限る。）を有すること。

（１０）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

①　確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
②　本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
③　営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（１１）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

①　確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
②　営業所における専任の技術者以外の者であること。

３　入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

①　以下のいずれかの書類
ａ　配置予定監理技術者調書１
ｂ　施工実績調書
②　配置予定監理技術者調書２
（上記の配置予定監理技術者調書１を提出する場合は不要）
③　配置予定現場代理人調書
（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）
④　建設業の許可を証する書類の写し
⑤　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（３）提出部数　１部

４　入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

①　入手方法
・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

②　配布期間
令和３年２月５日　　午前９時から
令和３年２月１２日　　午後２時まで

③　その他
確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

①　提出方法等
・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に提出書類を持参すること。

②　持参し、又は郵送する場合の提出先
郵便番号　６１１-８５０１
京都府宇治市宇治琵琶３３番地　宇治市総務部契約課

③　確認申請書及び添付書類の受付期間
令和３年２月５日　　午前９時から
令和３年２月１２日　　午後２時まで

（３）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果

を通知する。

① 審査結果は、令和３年２月２２日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはＦＡＸ等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（４）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等に返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５　設計図書の配布

（１）入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

（２）配布期間

令和３年２月５日　　午前９時から

令和３年３月１０日　　午後２時まで

６　設計図書類に関する質疑回答

（１）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はＦＡＸにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（２）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：０７７４-２０-８７７８

（３）質疑の受付期間

令和３年２月５日　　午前９時から

令和３年２月２４日　　正午まで

（４）回答

回答については、令和３年３月２日午後１時以降に入札情報公開システムに掲載する。

７　入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

令和３年３月９日　　午前９時から午後６時まで

令和３年３月１０日　　午前９時から午後２時まで

（２）開札日時

令和３年３月１１日　　午前９時００分

８　入札書の提出方法

（１）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（２）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

９　入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１０　入札の無効

次の入札は、無効とする。

（１）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（２）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１１　予定価格

本件の予定価格は、１２８，１９４，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

１２　最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。なお、調査基準価格は、１０４，５９０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

１３　落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

１４　入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の１００分の３相当額の違約金を徴収する。

１５　契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

１６　契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

１７　支払条件

（１）前払金

前払金は、請負代金の額に１００分の４０を乗じて得た額とする。

（２）部分払

部分払は、行わない。

１８　閲覧

宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成４年宇治市水道事業管理規程第１４号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度の運用に関する要領は、閲覧することができる。

１９　その他

（１）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（２）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（３）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（４）新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（５）１から１９までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度の運用に関する要領の定めるところによる。

なお、１から１９までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先　　宇治市総務部契約課

郵便番号　６１１－８５０１
所在地　京都府宇治市宇治琵琶３３番地
電話番号　０７７４－２０－８７１６
ＦＡＸ番号　０７７４－２０－８７７８

（掲示済）

宇治市公告第４号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第１９条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和３年２月８日

宇治市長　松村　淳子

１　縦覧に供する農用地利用集積計画
　令和２年度第１６－１号
　令和２年度第１６－２号
２　縦覧期間
　令和３年２月８日以後常時

（掲示済）

宇治市公告第５号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

宇治市平尾台一丁目の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第１７条第１項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和３年２月９日

宇治市長　松村　淳子

１　地図及び簿冊の名称
　平尾台一丁目の一部の地籍図原図及び地籍簿原案
２　閲覧期間
　令和３年２月１０日から同年３月１日まで（同年２月２０日、２１日、２３日、２７日及び２８日を除く。）
３　閲覧場所
⑴　宇治市平尾台西集会所（令和３年２月１０日から同月１４日までに限る。）
⑵　宇治市建設部建設総務課（令和３年２月１０日及び１２日並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
４　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、宇治市長に対し、訂正の申出をすることができる。
５　誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
６　誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
７　閲覧は、期間中の９時３０分から１６時００分までの間とする。

（掲示済）

教育委員会

宇治市教育委員会告示第４号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１４条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和３年２月８日

宇治市教育委員会
教育長　岸本　文子

開会日時　令和３年２月９日　　午後６時００分
開会場所　宇治市役所６０２会議室
付議事項　１　会議録署名委員の指名について
　２　会期について
　３　宇治市図書館規則の一部を改正する規則を制定するについて
　４　令和３年３月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

（掲示済）

公営企業

宇治市上下水道事業告示第２号

電子印の登録及び廃止について

次のとおり電子印を登録し、及び廃止したので、宇治市上下水道部公印規程（昭和４２年宇治市水道事業管理規程第１号）第１１条第３項の規定により、告示します。

令和３年２月１９日

宇治市長　松村　淳子

登録

電子印登録番号	名　称	番号	使用区分	使用開始年月日	印　影
１０	宇治市長印	２	下水道財務システムから出力する納付書	令和２年１０月５日	京都府宇治市長之印 上下水道事業

廃止

電子印登録番号	名　称	番号	使用区分	使用廃止年月日	印　影
７	宇治市長印	２	納付書	令和２年１０月４日	京都府宇治市長之印 上下水道事業